

(別紙 2)

審査の結果の要旨

氏名 村瀬 信一

本論文は、1885年に誕生した内閣制度が、1889年の大日本帝国憲法公布、1890年の帝国議会開設という立憲政治の制度的諸整備を経て、1900年の立憲政友会成立前後に安定した政治システムとして機能するに至った時期を対象とし、その形成から定着過程について、初めて体系的に明らかにした研究である。著者の問題関心は、10数年という短い期間のなかで、なぜ官僚閣と政党による安定的な政権交代システムが成立しえたのか、その理由を探ることにある。

これまでの研究は、当該期を、予算をめぐる政府と議会との攻防の過程として描くのが常であった。これに対して本論文は、内閣制度の運用の実態に着目して分析する。藩閥と政党が妥協や提携を繰り返す過程で、当事者双方に蓄積されていった、内閣制度運営上の内的な規範意識やルール形成を、国会図書館憲政資料室所蔵史料など利用しうるほぼすべての一次史料から発掘し分析している。このような分析手法が極めて貴重であるのは、明治憲法体制のもとで行政権を担った「内閣」制度が、実のところ、憲法上独立した項目として規定されていない、曖昧な制度であったという事情による。本来、連帯責任制とは親和的ではない制度として成立した内閣が、20世紀初頭の桂園体制期に至って、連帯責任に基づく政権交代をルール化していった過程を、当事者間の書翰などから重層的に描き出した第2章から第5章は、全7章からなる本論文のなかでも圧巻の出来となっている。

さらに本論文は、個々の重要な史実の確定にも大きく貢献した。第一に、通説では、1885年の「内閣職権」は首相権限が強すぎ、それが黒田内閣における首相の暴走の要因となり、また政党内閣を否定するべく国务大臣単独輔弼制を定めた憲法55条との整合性を取る必要性もあって、1889年の「内閣官制」によって首相権限が弱められたとする。しかし、史料からは、黒田の「暴走」は、強力な首相権限というよりむしろ外務大臣の単独輔弼制に根拠を置いており、首相権限の強弱等も含め、内閣制度の運用について明確な合意がなかったことが、事態を紛糾させ、またそのことの自覚が「内閣官制」という制度改正につながったことが明らかにされた。第二に、議会開設後、政党の攻勢に直面した内閣は、内閣が分裂していたのでは政党に対抗できないことを痛感し、対議会方針を統一するべく、当初政務部を設置し内閣機能の強化を試みた。しかし画期となったのは、第二次伊藤内閣であり、そこでは、議会・政党対策を首相の専管事項とし、内閣機能の強化と首相の指導力確立が図られた。さらに内閣としての政策の合意が組閣時から強固に確立されていたため、初めて連帯責任意識に基づく総辞職がなされたとの事実を、豊かな史料から実証した。このように、本論文が研究史に与える学問的貢献はきわめて大きなものがある。よって、本委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。